

# 第2次春日井市障がい者総合福祉計画

最終案

平成24年1月

春日井市

## 目 次

<b>1</b>	<b>計画策定にあたって</b>	
	Ⅰ 計画策定の背景と趣旨	2
	Ⅱ 計画の性格	3
	Ⅲ 計画の対象	4
	Ⅳ 計画の期間	4
<b>2</b>	<b>障がいのある人の現状と推計 サービスの実績と評価</b>	
	Ⅰ 本市の人口の推移と推計	6
	Ⅱ 障がいのある人の数の推移と推計	7
	Ⅲ 障がい福祉サービス・相談支援の実績と評価	12
	Ⅳ 地域生活支援事業の実績と評価	16
<b>3</b>	<b>計画の基本的な考え方</b>	
	Ⅰ 基本理念	20
	Ⅱ 基本的視点	21
	Ⅲ 基本的施策と重点課題	22
	Ⅳ 施策の体系	24
<b>4</b>	<b>施策の推進</b>	
	Ⅰ 啓発・交流	28
	Ⅱ 保健・医療	30
	Ⅲ 保育・教育	32
	Ⅳ 雇用・就労	34
	Ⅴ 生活支援	36
	Ⅵ 生活環境	44
	Ⅶ スポーツ・文化・レクリエーション活動	46
	Ⅷ 情報・コミュニケーション	48
<b>5</b>	<b>計画の推進</b>	51



計画策定にあたって

## I 計画策定の背景と趣旨

本市の障がい者福祉施策は、平成9年度に策定された「春日井市障害者計画」により体系的に展開されるようになりました。その後、今日に至るまで、障がいのある人を取り巻く社会的環境の変化に対応し、計画の改定等を随時行い、継続的に障がい者福祉に関する施策を実施してきました。

現在、我が国は、平成20年5月に発効した「障害者の権利に関する条約（仮称）」の締結に向けて作業を進めています。その一環として、平成23年8月に障害者基本法の改正が行われ、新たに「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という目的が明示されました。

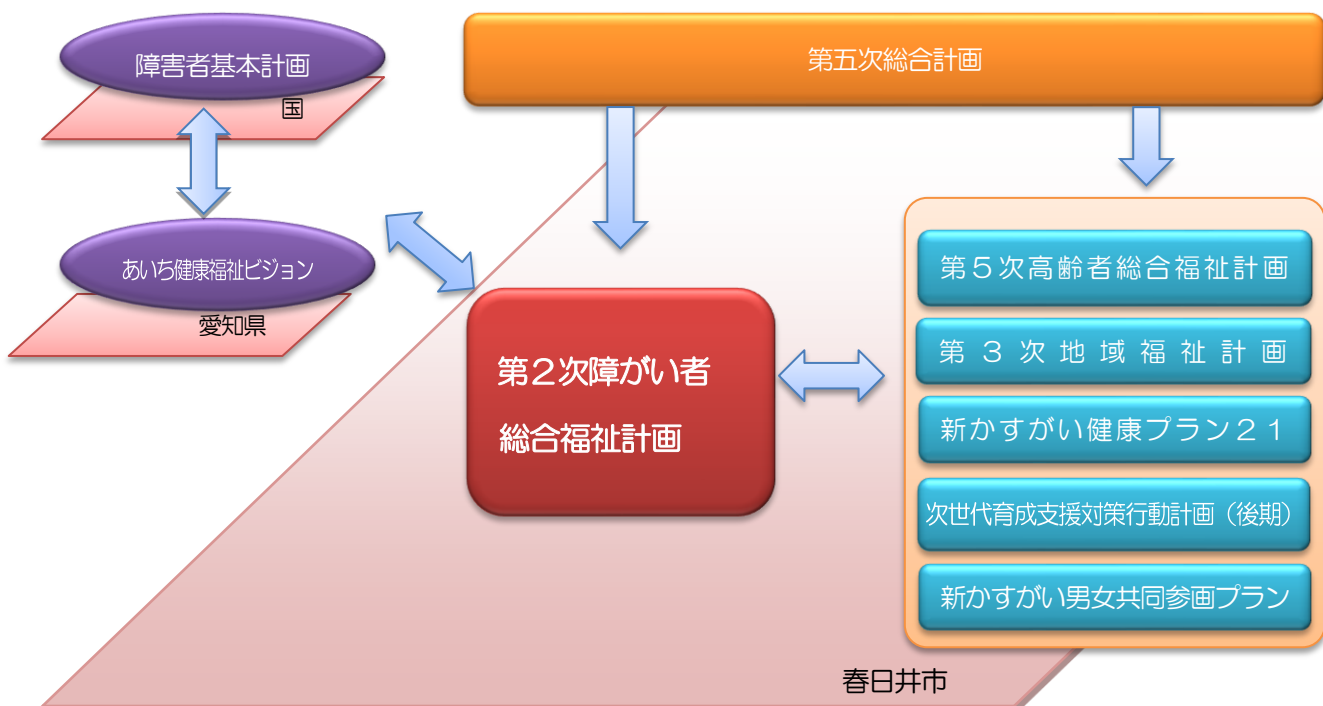
また、平成18年4月に施行された障害者自立支援法は、障がいのある人が受けるサービスの利用料を原則として1割負担としていますが、現在、障害者総合福祉法（仮称）の制定に向けた検討が進んでおり、平成25年度中には、障がいのある人に関わる新たな法体系が整備される予定です。

愛知県においては、平成23年6月に「あいち健康福祉ビジョン」を策定し、「ともに支え合う安心・健やかで幸せなあいち～『あいち健幸社会』の実現」を基本理念として、長期的な福祉の進むべき方向を定めて、障がい者施策を推進しています。

本市では、[平成23年8月から施行された改正後の障害者基本法](#)、[平成24年4月から本格的に施行される改正後の障害者自立支援法と児童福祉法を踏まえ](#)、障がいのある人の人数の増加や行政に対する福祉ニーズの多様化、大規模災害時における障がいのある人への支援の課題等に対応し、長期的視点から総合的かつ計画的に障がい者福祉に関する施策を推進するため、「第2次春日井市障がい者総合福祉計画」を策定します。

## Ⅱ 計画の性格

- 1 この計画は、本市の障がい者福祉に関する様々な施策について、長期的視点から総合的かつ計画的に推進することを目的として、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に定める市町村障害者計画と、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項に定める市町村障害福祉計画を一体的に策定するものです。
- 2 この計画は、第五次春日井市総合計画を上位計画とし、他の関連する計画と整合を図っています。
- 3 この計画は、国の「障害者基本計画」及び愛知県の「あいち健康福祉ビジョン」と整合を図っています。



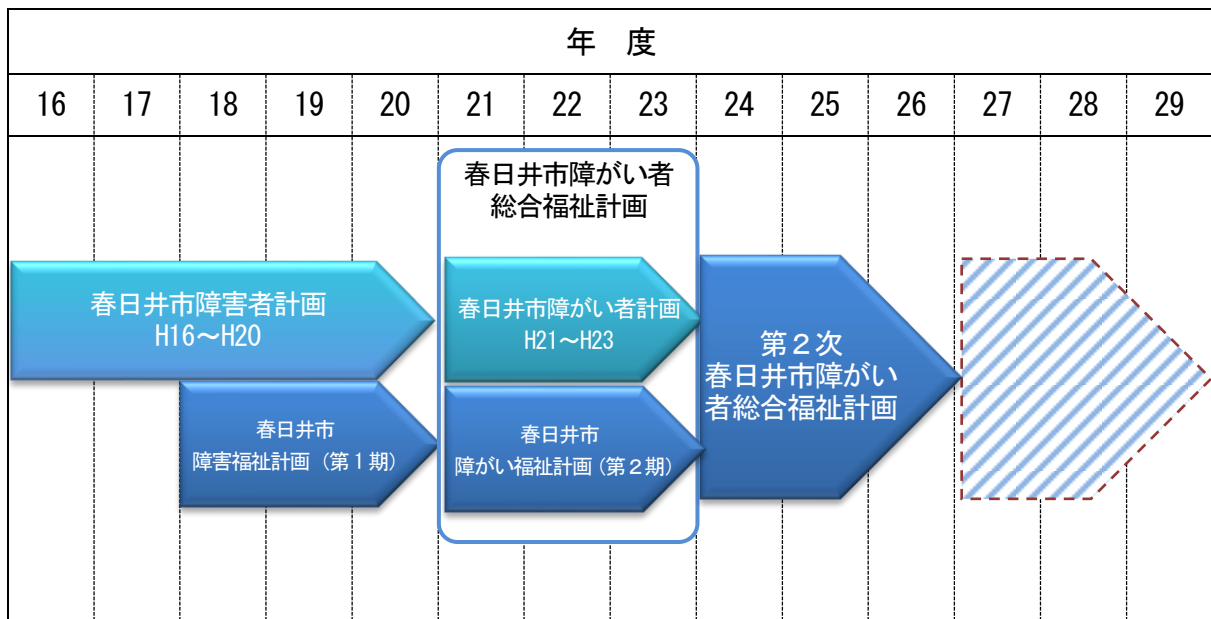
### Ⅲ 計画の対象

この計画は、市民、市内の企業（事業所）、行政機関などすべての個人及び団体を対象とします。また、「障がいのある人」とは「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁※により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

※ 障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

### Ⅳ 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3か年とします。なお、計画期間が平成25年度までとなっていた障がい者計画は、平成24年度からこの計画が継承しています。



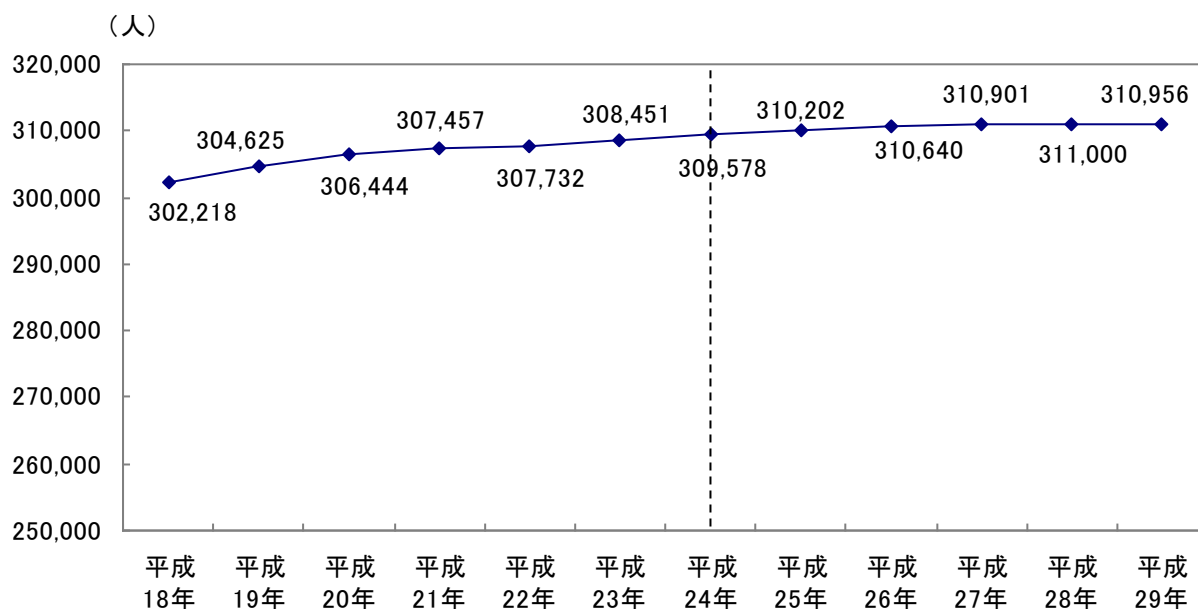


## 障がいのある人の現状と推計 サービスの実績と評価

# I 本市の人口の推移と推計

本市の総人口は、平成23年10月1日現在308,451人となっており、増加傾向にあります。年齢別の人口推移から将来人口を推計すると、平成28年の311,000人をピークに人口減少期に入ることが予測され、平成29年では310,956人と推計されます。

図表 I-1 人口の推移と将来推計



(各年10月1日現在)

図表 I-2 人口の推移と将来推計 (年齢別)

	実績値						推計値					
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満	53,815	54,405	54,855	55,061	55,181	55,409	55,481	55,116	54,497	53,829	52,960	52,096
18～39歳	97,825	97,040	95,546	93,487	90,823	88,027	85,531	83,202	81,045	79,376	78,031	76,931
40～64歳	99,752	99,248	99,286	99,189	100,029	101,907	102,279	102,059	102,157	102,465	103,111	103,809
65歳以上	50,826	53,932	56,757	59,720	61,699	63,108	66,287	69,825	72,941	75,231	76,898	78,120
計	302,218	304,625	306,444	307,457	307,732	308,451	309,578	310,202	310,640	310,901	311,000	310,956

(各年10月1日現在)



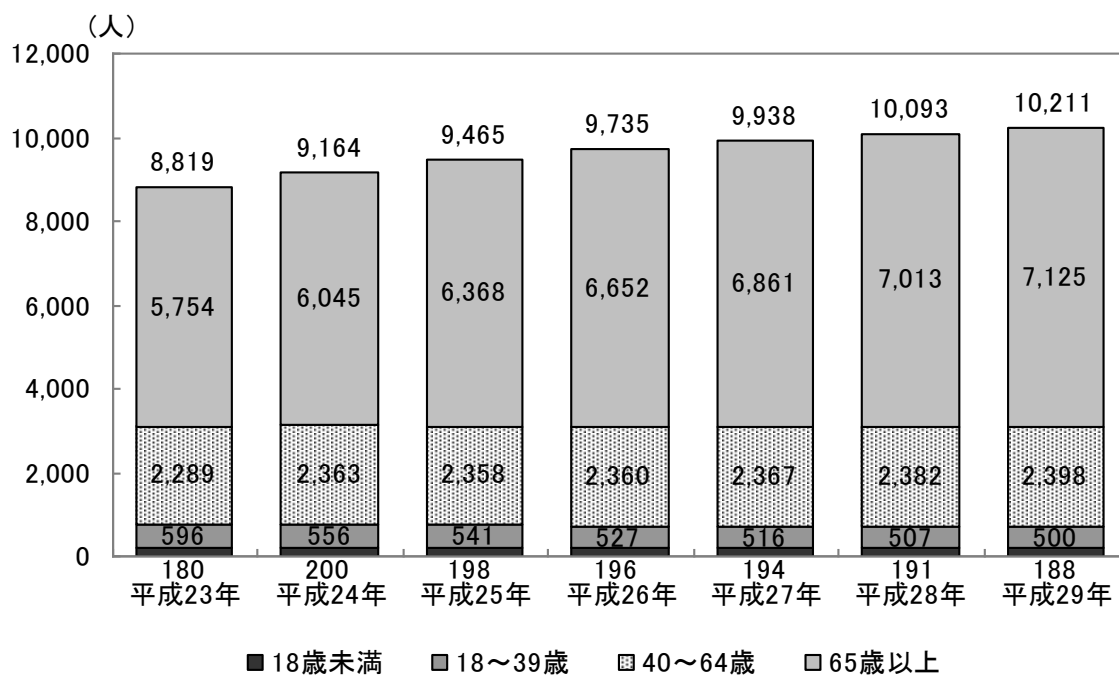
## Ⅱ 障がいのある人の数の推移と推計

### 1 身体障がいのある人の数

身体障がいのある人（身体障がい者手帳を所持している人）の数は、平成23年10月1日現在8,819人となっており、増加傾向にあります。年齢別で見ると、65歳以上での増加が著しくなっています。

平成29年には10,211人となることが推測され、全体的に増加することが予測されます。

図表Ⅱ-1 年齢別身体障がいのある人の数の推計



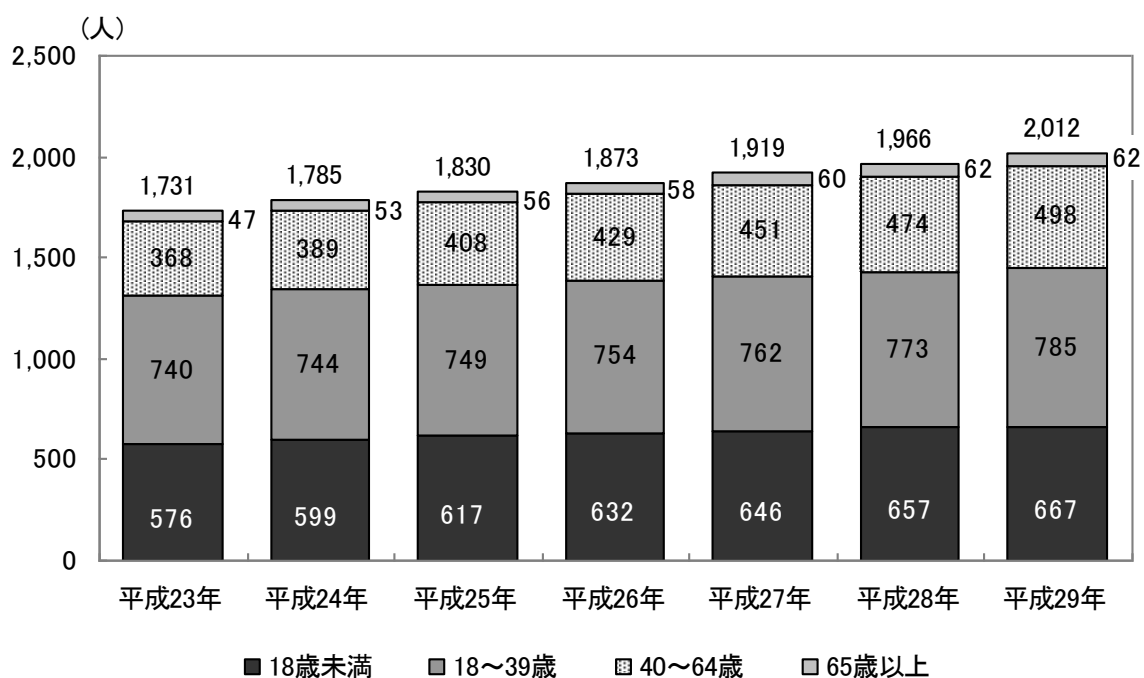
(各年10月1日現在)

## 2 知的障がいのある人の数

知的障がいのある人（療育手帳を所持している人）の数は、平成23年10月1日現在1,731人となっており、増加傾向にあります。

平成29年には2,012人となることが推測され、全体的に増加することが予測されます。

図表Ⅱ-2 年齢別知的障がいのある人の数の推計



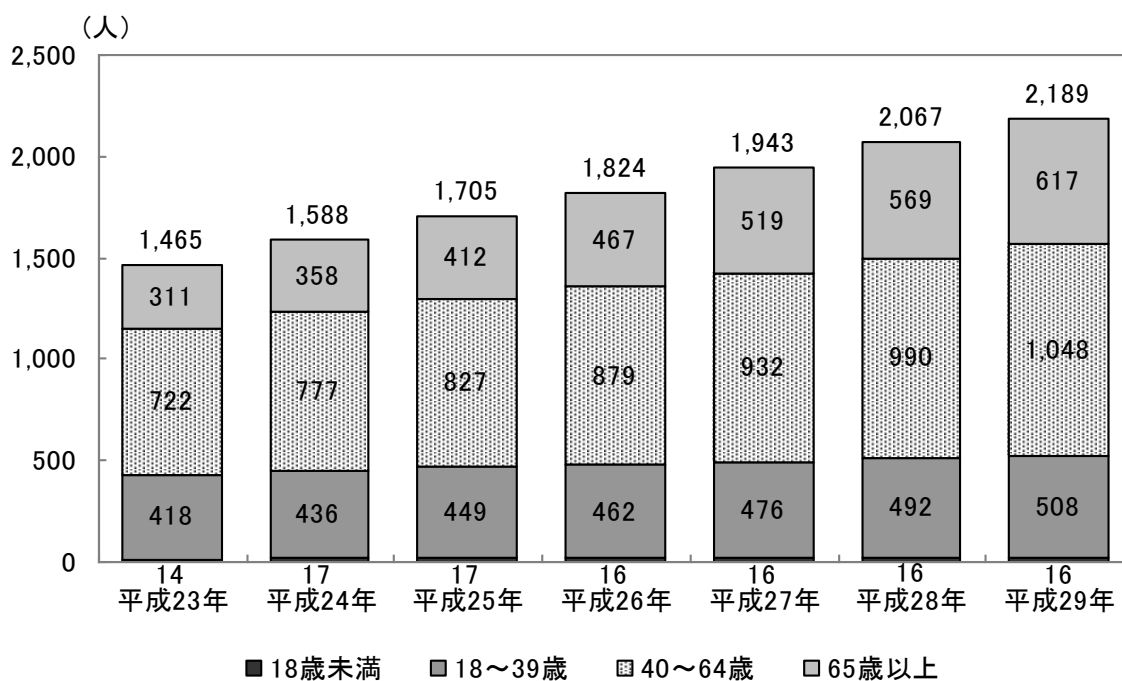
(各年10月1日現在)

### 3 精神障がいのある人の数

精神障がいのある人（精神障がい者保健福祉手帳を所持している人）の数は、平成23年10月1日現在1,465人となっており、増加傾向にあります。

平成29年には2,189人となることが推測され、40歳以上の精神障がいのある人が増加することが予測されます。

図表Ⅱ-3 年齢別精神障がいのある人の数の推計



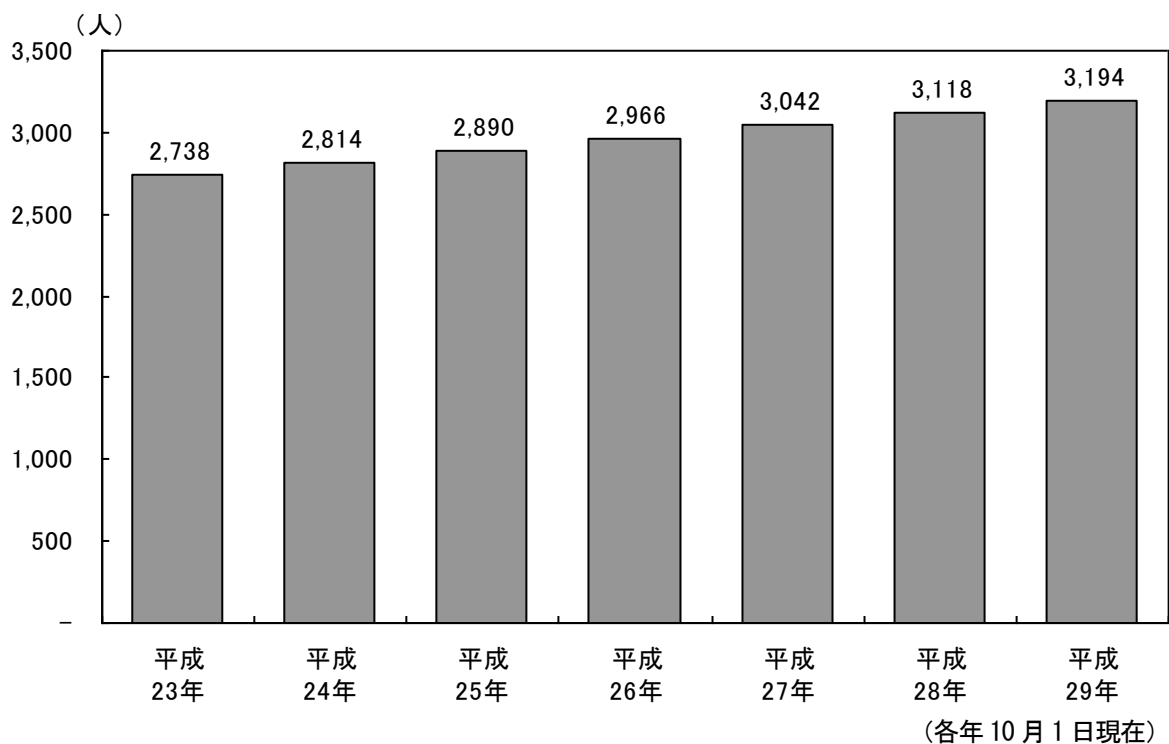
(各年10月1日現在)

## 4 自立支援医療（精神通院）受給者数

本市の自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成23年10月1日現在2,738人となっており、増加傾向にあります。

平成23年7月、厚生労働省は諮問機関・社会保障審議会医療部会に対し、「4大疾病」としてきたがん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病に精神疾患を追加して「5大疾患」とする方針を示しました。うつ病や統合失調症、認知症などの精神疾患の患者は年々増え、従来の4大疾病をはるかに上回っているのが現状であり、今後も増加すること予測されます。

図表Ⅱ-4 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移と推計





### Ⅲ 障がい福祉サービス・相談支援の実績と評価

#### 1 障がい福祉サービス・相談支援の実績

区分	単位	18年度			19年度			20年度		
		見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率
訪問系サービス	人	—	195	—	—	232	—	—	224	—
	時間	4,350	4,166	95.8	5,022	4,884	97.3	5,694	5,262	92.5
居宅介護	人	—	170	—	—	198	—	—	191	—
	時間	—	3,373	—	—	3,768	—	—	4,071	—
重度訪問介護	人	—	4	—	—	10	—	—	9	—
	時間	—	546	—	—	850	—	—	939	—
行動援護	人	—	21	—	—	24	—	—	24	—
	時間	—	247	—	—	266	—	—	252	—
重度障がい者等包括支援	人	—	0	—	—	0	—	—	0	—
	時間	—	0	—	—	0	—	—	0	—
生活介護	人	—	90	—	—	158	—	—	175	—
	延べ日数	2,333	812	34.9	5,821	2,011	34.6	7,554	2,370	31.4
自立訓練(機能訓練)	人	—	1	—	—	1	—	—	5	—
	延べ日数	44	19	43.2	110	12	11.0	143	51	35.7
自立訓練(生活訓練)	人	—	0	—	—	0	—	—	7	—
	延べ日数	396	0	0.0	990	0	0.0	1,287	118	9.2
就労移行支援	人	—	6	—	—	4	—	—	10	—
	延べ日数	347	101	29.2	866	79	9.2	1,126	175	15.6
就労継続支援(A型)	人	—	0	—	—	0	—	—	0	—
	延べ日数	132	0	0.0	352	0	0.0	440	0	0.0
就労継続支援(B型)	人	—	40	—	—	110	—	—	127	—
	延べ日数	1,232	610	49.6	3,058	1,947	63.7	3,960	2,239	56.6
療養介護	人	5	1	20.0	5	2	40.0	5	3	60.0
児童デイサービス	人	—	161	—	—	201	—	—	265	—
	延べ日数	1,264	1,486	117.6	1,380	1,926	139.6	1,496	2,773	185.4
短期入所	人	—	63	—	—	61	—	—	59	—
	延べ日数	573	422	73.7	603	451	74.8	634	399	63.0
共同生活拠点・共同生活介護	人	45	37	82.3	68	43	63.3	79	53	67.1
施設入所支援	人	46	1	2.2	115	24	20.9	150	36	24.0
相談支援	人	67	0	0.0	166	0	0.0	216	1	0.5

21年度			22年度					摘 要
見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	支給決定者数	利用率	
238	252	105.9	247	269	109.0	395	68.1	<p>【見込み量】 1か月あたりで、そのサービスを利用する人の数とその利用時間又は延べ日数を推計により算出したものです。</p> <p>【実績】 平成18年度・平成19年度は1月当たりの年間の平均、平成20年度から平成22年度はその年度の3月分の利用実績です。</p> <p>【達成率】 実績÷見込み量×100(%)です。</p> <p>【支給決定者数】 その年度の3月において、市がそのサービスの支給決定をしている人の数(受給者証を所持している人の数)です。</p> <p>【利用率】 実績÷支給決定者数×100(%)です。</p>
5,799	5,714	98.6	6,213	6,973	112.3			
—	206	—	—	228	—	376	60.6	
—	4,449	—	—	5,006	—			
—	10	—	—	14	—	15	86.7	
—	955	—	—	1,719	—			
—	36	—	—	27	—	32	84.3	
—	311	—	—	248	—			
—	0	—	—	0	—	0	0.0	
—	0	—	—	0	—			
207	220	106.3	283	313	110.7	359	87.1	
2,857	3,665	128.3	3,905	5,712	146.3			
5	2	40.0	7	4	57.2	6	66.7	
75	21	28.0	105	65	62.0			
11	12	109.1	21	12	57.2	14	85.7	
242	218	90.1	462	241	52.2			
12	12	100.0	24	25	104.2	33	75.8	
230	226	98.3	461	418	90.7			
30	7	23.4	30	20	66.7	26	76.9	
660	152	23.1	660	425	64.4			
153	141	92.2	156	151	96.8	176	86.4	
2,907	2,607	89.7	2,964	2,818	95.1			
4	3	75.0	5	3	60.0	3	100.0	
254	316	124.5	266	354	133.1	479	73.9	
2,794	3,232	115.7	2,926	3,846	131.5			
67	62	92.6	68	75	110.3	493	15.2	
462	422	91.4	469	451	96.2			
70	64	91.5	88	68	77.3	68	100.0	
47	45	95.8	108	91	84.3	91	100.0	
3	0	0.0	3	0	0.0	0	0	

## 2 障がい福祉サービス・相談支援事業の評価

	サービスの種類	評価
訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護</li> <li>・重度訪問介護</li> <li>・行動援護</li> <li>・重度障がい者等包括支援</li> </ul>	<p>居宅介護などの訪問系サービスの利用実績は、平成21年度については見込み量とほぼ同量に、平成22年度については見込み量を上回る結果となりました。</p> <p><u>重度訪問介護と行動援護の利用率は、8割を超えていますが、これは必要性が高いサービスであるためであると考えられますが利用者はほぼ横ばいとなっています。</u></p>
日中活動系サービス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護</li> <li>・自立訓練 (機能訓練・生活訓練)</li> <li>・就労移行支援</li> <li>・就労継続支援(A型・B型)</li> <li>・療養介護</li> <li>・児童デイサービス</li> <li>・短期入所</li> </ul>	<p>新体系への移行があった影響もあり、生活介護については、平成21年度、平成22年度ともに利用実績が見込み量を上回っています。</p> <p>児童デイサービスについては、見込み量に対して実績が上回っています。</p> <p>短期入所については、見込み量とほぼ同量の実績となっており、利用件数は緩やかな増加傾向にあります。</p> <p><u>また、短期入所の利用率は、15.2%となっていますが、これは、緊急時に利用するために、念のため支給決定を受けておく人が多いためであると考えられます。</u></p>
居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活援助</li> <li>・共同生活介護</li> <li>・施設入所支援</li> </ul>	<p>共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護事業(ケアホーム)については、見込み量を確保するだけの施設整備がなされなかったことから、平成21年度、平成22年度ともに利用見込みを下回っていますが、徐々に増加する傾向にあります。<u>利用率については、100%となっていますが、利用する施設やグループホーム、ケアホームと事前に調整した上で支給決定を受ける人が多いためであると考えられます。</u></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援</li> </ul>	<p>サービスの対象となる人が少ないこともあり、平成21年度、平成22年度ともに利用はありませんでした。</p>





## Ⅳ 地域生活支援事業の実績と評価

### 1 地域生活支援事業の実績

区分	単位	18年度			19年度			20年度		
		見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率
障がい者相談支援事業										
実施見込みか所数	事業所数	1	1	100.0	4	4	100.0	4	4	100.0
相談員数	人	2	2	100.0	6	6	100.0	6	8	133.4
相談件数	件	3,200	2,676	83.7	4,943	4,166	84.3	5,076	5,502	108.4
地域自立支援協議会	設置状況	設置	未設置	—	設置	設置	—	設置	設置	100.0
住宅入居等支援事業	実施状況	—	—	—	3	0	0.0	3	0	0.0
成年後見制度利用支援事業	実施状況	1	0	0.0	3	0	0.0	3	3	100.0
コミュニケーション支援事業										
手話通訳者窓口設置者数	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—
手話通訳者派遣件数	件	391	374	95.7	406	404	99.6	419	360	86.0
要約筆記者派遣件数	件	61	4	6.6	64	6	9.4	66	3	4.6
移動支援事業	事業所数	30	31	103.4	31	31	100.0	32	41	128.2
	人	270	221	81.9	291	268	92.1	304	258	84.9
	時間	26,925	10,289	38.3	29,047	20,470	70.5	30,311	17,681	58.4
地域活動支援センター事業 (基礎的事業)	事業所数	5	3	60.0	7	3	42.9	10	4	40.0
	人	30	96	320.0	74	111	150.0	97	124	127.9
日中一時支援事業	人	94	45	47.9	138	65	47.2	141	75	53.2
	回	1,433	434	30.3	3,035	1,090	36.0	3,092	1,015	32.9
訪問入浴サービス事業	人	—	—	—	—	27	—	—	21	—
	件	880	761	86.5	977	823	84.3	1,062	846	79.7
日常生活用具給付等事業	件	3,316	1,419	42.8	3,466	3,919	113.1	3,604	4,137	114.8
介護・訓練支援用具	件	16	6	37.5	17	14	82.4	17	15	88.3
自立生活支援用具	件	33	6	18.2	34	50	147.1	36	46	127.8
在宅療養等支援用具	件	48	17	35.5	50	53	106.0	52	50	96.2
情報・意思疎通支援用具	件	38	13	34.3	40	41	102.5	41	46	112.2
排泄管理支援用具	件	3,164	1,376	43.5	3,307	3,757	113.7	3,439	3,974	115.6
居宅生活動作補助用具	件	17	1	5.9	18	4	22.3	19	6	31.6

21年度			22年度					摘要
見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	支給決定者数	利用率	
4	4	100.0	4	4	100.0			<p>【見込み量】 年間で、そのサービスを利用する人の実人数とその延べ利用時間又は延べ利用日数を推計により算出したものです。</p> <p>【実績】 その年度のサービスを利用した人の実人数とその延べ利用時間又は延べ利用日数です。</p> <p>【達成率】 実績÷見込み量×100(%)です。</p> <p>【支給決定者数】 その年度において、市がそのサービスの支給決定をした人の数(受給者証を所持している人の数)です。</p> <p>【利用率】 実績÷支給決定者数×100(%)です。</p>
9	9	100.0	9	9	100.0			
7,400	6,825	92.3	7,585	6,633	87.5			
設置	設置	—	設置	設置	—			
実施	未実施	—	実施	未実施	—			
実施	実施	—	実施	実施	—			
1	1	100.0	1	1	100.0			
440	376	85.5	460	329	71.6			
10	6	60.0	12	3	25.0			
—	—	—	—	—	—			
319	246	77.2	327	240	73.4	450	53.3	
26,796	17,719	66.2	27,468	16,502	60.1			
10	11	110.0	11	13	118.2			
129	126	97.7	133	138	103.8	189	73.0	
88	139	158.0	90	188	208.9	300	62.7	
1,487	2,648	178.1	1,521	5,247	345.0			
—	23	—	—	21	—	32	65.6	
1,008	825	81.9	1,008	830	82.4			
3,928	4,215	107.4	4,046	4,810	118.9			
16	9	56.3	16	16	100.0			
52	31	59.7	54	39	72.3			
57	42	73.7	59	48	81.4			
48	40	83.4	49	44	89.8			
3,751	4,090	109.1	3,864	4,649	120.4			
4	3	75.0	4	14	350.0			

## 2 地域生活支援事業の評価

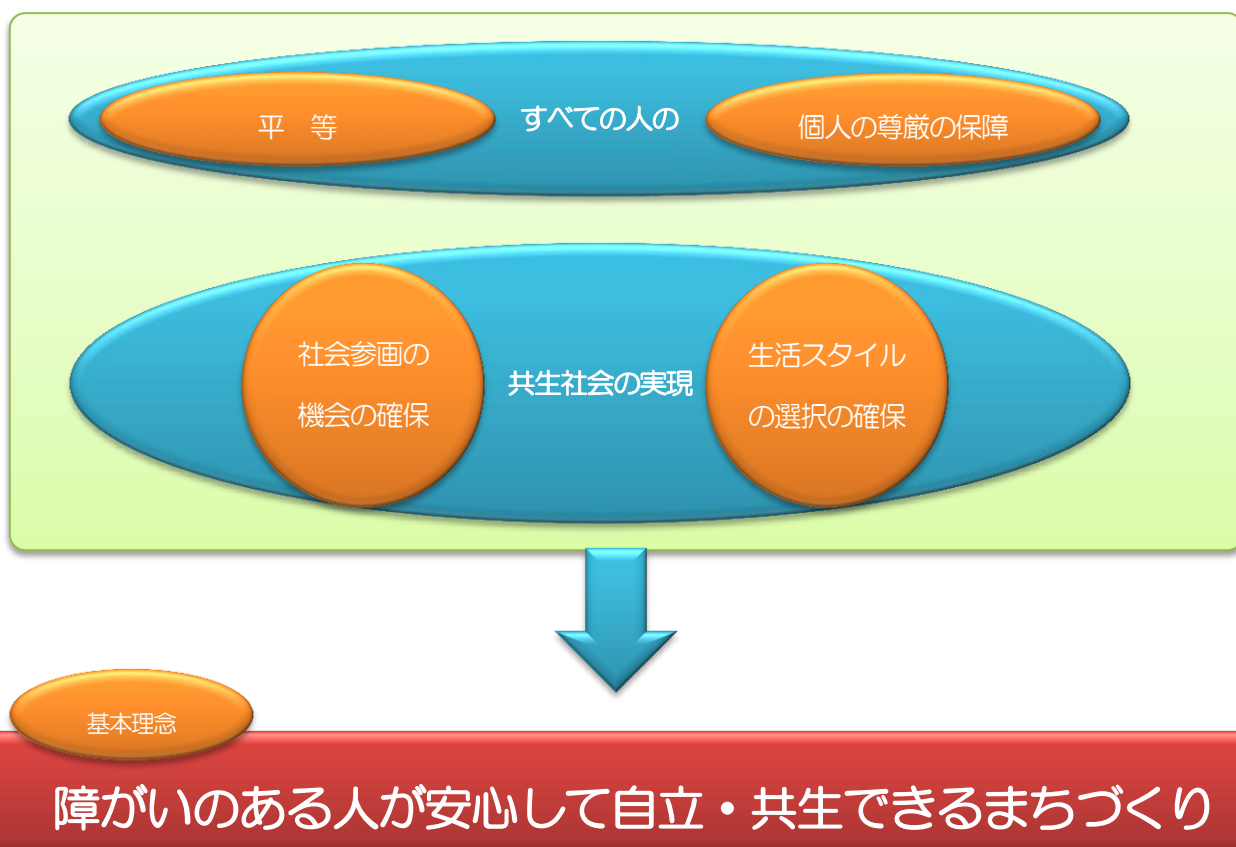
サービスの種類	評価
相談支援事業	<p>障がい者相談支援事業の利用実績は、ほぼ見込みどおりとなっており、増加傾向を示しています。</p> <p>住宅入居等支援事業は、事業としては実施できていませんが、実態としては相談支援事業者が障がいのある人の住宅探しをサポートしている現状があります。成年後見制度利用支援事業の利用実績は、平成21年度、平成22年度ともに1件となっています。</p>
コミュニケーション支援事業	<p>手話通訳派遣者数は、利用者がある程度特定されていることから、転出など個人的要因により年毎の利用実績の変動がありました。要約筆記者派遣件数は、平成21年度、平成22年度で見込み量を下回っています。</p>
移動支援事業	<p>利用人数は見込み量に対し、7割以上の実績となっていますが、利用時間は、見込み量に対して利用実績が下回っています。<u>また、利用率は、53.3%となっており、約半数の人が利用していますが、希望する時間に受けられないことなどにより、利用しない方もいると考えられます。</u></p>
地域活動支援センター事業	<p>平成22年度の施設の定員数が見込みを上回ったため、利用実績についても、必要な見込み量を上回っています。<u>利用率は、73%となっています。</u></p>
日中一時支援事業	<p>平成21年度、平成22年度ともに利用人数・回数が見込み量を大きく上回っています。<u>利用率は、62.7%ですが、これは、緊急時に利用するために、念のため支給決定を受けておく人が多いためであると考えられます。</u></p>
訪問入浴サービス事業	<p>利用実績は、見込み量に対して8割以上の実績となっており、利用件数はほぼ横ばいで、推移しています。</p>
日常生活用具給付事業	<p>平成21年度、平成22年度ともに利用実績が見込み量を上回りました。特に排泄管理支援用具の給付が増加しています。また、平成22年度は居宅生活動作補助用具（住宅改修）の利用実績が増加しています。</p>



## 計画の基本的な考え方

# I 基本理念

この計画は、障害者基本法<sup>※</sup>の理念に則り、すべての障がいのある人が、障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提として、すべての障がいのある人の社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会や、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会を確保するとともに、すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）を実現するため、『障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり』を基本理念とします。



※ 障害者基本法を巻末に掲載予定としています。

## Ⅱ 基本的視点

この計画では、基本理念である『障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり』の実現のため、計画全体にわたる横断的考え方として、次の4つの基本的視点を定めます。

### 1 自己実現の尊重

障がいのある人が自らの選択と決定により、主体的にサービスを利用し自立した生活を送ることができるように、障がいのある人の自己実現を尊重する計画とします。

### 2 差別の禁止

障がいのある人が障がいを理由として差別されることがなく、社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮を行う計画とします。

### 3 ライフステージへの対応

ライフステージによって異なる生活様式や生活環境による課題の把握に努め、障がいのある人の一人ひとりの人生のステージにおけるニーズに対応する計画とします。

### 4 多様なニーズへの対応

保健・医療・福祉にとどまらず、幅広い分野にわたる多くの関係機関や団体などとの連携により、障がいの種類や程度によって異なるさまざまなニーズに対応する計画とします。

### Ⅲ 基本的施策と重点課題

この計画は、基本理念である『障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり』を実現するため、『自己実現の尊重』、『差別の禁止』、『ライフステージへの対応』、『多様なニーズへの対応』という4つの基本的視点を踏まえ、啓発・交流、保健・医療、保育・教育、雇用・就労、生活支援、生活環境、スポーツ・文化・レクリエーション活動、情報・コミュニケーションの8つの分野にわたり網羅的に施策の推進に取り組みます。

分野	基本的施策
I 啓発・交流	① 啓発・広報活動の推進 ② 地域福祉活動の推進 ③ 障がい福祉教育の充実 ④ ボランティア活動の推進
II 保健・医療	① 障がいの原因となる疾病などの予防・ <b>早期発見</b> 及び障がいの軽減 ② <b>子どもの障がい</b> の早期発見・早期療育体制の確立 ③ 精神保健福祉施策の推進
III 保育・教育	① 障がい児保育の充実 ② 特別支援教育等の充実 ③ 障がい児の居宅生活の支援等の充実
IV 雇用・就労	① 障がい者雇用の促進 ② 福祉的就労の充実
V 生活支援	① 障がい福祉サービスの充実 ② 地域生活支援事業の充実 ③ 障がい児の居宅生活の支援等の充実 ④ 自立した生活を支えるサービスの推進
VI 生活環境	① 福祉のまちづくりの推進 ② 住環境の整備 ③ 防災・防犯対策の充実
VII スポーツ・文化・レクリエーション活動	① スポーツ・レクリエーション活動の推進 ② 文化活動の推進
VIII 情報・コミュニケーション	① 情報・コミュニケーションの充実



また、障がい者総合福祉計画（平成21年3月策定）を踏襲し、次の4つを重点課題として位置づけ、積極的に施策の推進に取り組みます。

#### 重点課題

- 1 障がいのある子どもへの支援  
障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うため、保健・保育・教育体制の充実を図ります。
- 2 雇用・就労の促進  
障がいのある人の就労を促進するため、雇用環境の整備の推進を図ります。
- 3 障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実  
障がいのある人やその家族が地域で安心して生活することができるようにするため、障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実を図ります。
- 4 地域移行の促進  
入所施設や病院での集団生活を送っている障がいのある人が、自宅やグループホームなどに居住し、地域で生活することができるようにするため、住宅の改修支援やグループホーム・ケアホームの設置の支援を図ります。

## IV 施策の体系

### 基本理念

障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり

### 基本的視点

自己実現の尊重

差別の禁止

ライフステージ  
への対応

多様なニーズ  
への対応

### 分野

I 啓発・交流

II 保健・医療

III 保育・教育

IV 雇用・就労

V 生活支援

VI 生活環境

VII スポーツ・文化・  
レクリエーション活動

VIII 情報・コミュニケーション

基本的施策

①啓発・広報活動の推進

②地域福祉活動の推進

③障がい福祉教育の充実

④ボランティア活動の推進

①障がいの原因となる疾病などの予防・**早期発見**及び障がいの軽減

②**子どもの障がい**の早期発見・早期療育体制の確立

③精神保健福祉施策の推進

①障がい児保育の充実

②特別支援教育等の充実

③障がい児の居宅生活の支援等の充実

①障がい者雇用の促進

②福祉的就労の充実

①障がい福祉サービスの充実

②地域生活支援事業の充実

③障がい児の居宅生活の支援等の充実

④自立した生活を支えるサービスの推進

①福祉のまちづくりの推進

②住環境の整備

③防災・防犯対策の充実

①スポーツ・レクリエーション活動の推進

②文化活動の推進

①情報・コミュニケーション支援の充実





施策の推進

# I 啓発・交流

## 現状と課題

アンケート調査結果によると、障がいのある人に対する差別については、約9割の方が有感を感じていることがわかりました。

障がいの有無等にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会（共生社会）について、約8割の人が賛同できるとしています。

こうしたことから、広く市民に障がいや障がいのある人に対する正しい知識の普及と理解を深める啓発を行うとともに、学校における障がい福祉教育をより充実させる必要があります。

また、共生社会の実現にむけて、障がいのある人とない人がともに参加することができるイベントなどの充実により、お互いのコミュニケーションを図る機会を増やすことや、学校等における福祉教育の実施などにより日常的にふれあい、互いに理解しあうことができる環境を充実させる必要があります。

あわせて、障がいのある人の地域生活を支えるボランティアの育成や地域での協力体制の充実が必要です。

## 基本的施策

「共生社会」の理念の普及を図るとともに、障がいや障がいのある人に関する市民の理解の促進と、幅広い市民参加による普及・啓発活動を推進します。

- ① 啓発・広報活動の推進
- ② 地域福祉活動の推進
- ③ 障がい福祉教育の充実
- ④ ボランティア活動の推進

## 具体的施策

基本的施策	具体的施策
① 啓発・広報活動の推進	<p>ア 広報紙、ホームページを活用し、障がい者の日・障がい者週間に合わせた啓発を行います。</p> <p>イ 各種講演会を開催します。</p> <p>ウ チームメッセンジャーによる障がいについての正しい知識の普及・啓発活動を実施します。</p> <p>エ 春日井まつりにおいて、ブースを設け、啓発活動を実施します。</p> <p>オ 障がい者作品展を行います。</p> <p>カ 障がい疑似体験（ハンディキャップシミュレーション）を促進します。</p> <p>キ 障害者の権利に関する条約（仮称）及び障がい者関連法令の周知を図ります。</p> <p>ク 「こころの健康講座」により精神保健福祉に関する啓発を推進します。</p>
② 地域福祉活動の推進	<p>ア 地域における交流・ふれあいの場づくりを推進します。</p> <p>イ 見守りネットワーク事業への取組を支援します。</p>
③ 障がい福祉教育の充実	<p>ア 障がい福祉教育を推進します。</p> <p>イ 障がいのある子どもと障がいのない子どもや地域の人達がともに活動する交流学習を推進します。</p>
④ ボランティア活動の推進	<p>ア 点字・点訳・要約筆記・手話・音声訳など各種ボランティア育成講座を開催します。</p> <p>イ ボランティア活動の情報提供やボランティアのコーディネートなど各種のボランティア活動を支援します。</p>

## 数値目標

### 1 障がいのある人に対する差別があると感じている人の割合

項目	平成22年度実績値	平成26年度目標値
アンケート調査結果において、障がいのある人に対する差別があると感じている人の割合	89%	50%

## Ⅱ 保健・医療

### 現状と課題

平成23年度版障害者白書（内閣府）によると、心臓や腎臓等の内部障がいのある人の障がいの発生年齢について、40歳以上が8割となっています。

こうした内部障がいの発生を予防するために、その原因であるとされる高血圧、糖尿病等の生活習慣病の予防や、健康診査等による早期発見、その後の適切な治療が必要です。

また、新生児や乳幼児の障がいについても成長過程における障がいの軽減や発達に大きな影響を及ぼすことから、早期発見に努め、適切な医療や療育を行う必要があります。

精神に障がいのある人のアンケート調査結果によると、約6割が地域で暮らしたいと考えていることがわかりました。一方、自立支援医療（精神通院）の受給者数は、平成23年10月1日現在で2,738人となっており、平成18年から毎年増加しています。

精神に障がいのある人に対しては、気軽に相談できる窓口の整備や保健所や医療機関との連携により支援体制の充実、退院や社会復帰を促進するための受け入れ環境の整備を図ることが必要となります。

### 基本的施策

保健・医療・療育についてサービスの適切な提供を図り、障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見・早期治療・早期療育に努めます。また、精神保健福祉に関する施策を充実します。

- ① 障がいの原因となる疾病などの予防・**早期発見**及び障がいの軽減
- ② **子どもの障がい**の早期発見・早期療育体制の確立
- ③ 精神保健福祉施策の推進



## 具体的施策

基本的施策	具体的施策
① 障がいの原因となる疾病などの予防・ <b>早期発見</b> 及び障がいの軽減	<p>ア 各種健診の受診の促進を図るとともに、健康診査の結果に基づき、保健指導を実施します。</p> <p>イ 身近な市の相談窓口で、メンタルヘルス相談を実施します。</p> <p>ウ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つよう啓発します。</p> <p>エ 各種のリハビリテーション事業を推進します。</p>
② <b>子どもの障がいの早期発見・早期療育体制の確立</b>	<p>ア 乳幼児健康診査の結果を踏まえ、必要に応じて健康相談や訪問指導をします。</p> <p>イ 療育についての理解を深める講座を開催します。</p> <p>ウ 言語訓練事業を充実します。</p> <p><b>エ 児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援、保育所等訪問支援等の事業について、事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の拡充が図られるよう努めます。</b></p> <p>オ 発達・言語に心配のある子どもと親同士の交流を支援します。</p> <p>カ <b>愛知県心身障害者コロニー</b>と連携し、地域での早期療育体制の充実に努めます。</p>
③ 精神保健福祉施策の推進	<p>ア 精神障がいのある人の社会復帰を支援します。</p> <p>イ 精神障がいのある人の退院の促進を図ります。</p> <p>ウ グループホーム・ケアホームの整備の推進に努めます。</p> <p>エ 精神障がいのある人の医療費を助成します。</p>

## 数値目標

### 1 精神障がいのある人の社会参加

項目	平成22年度実績値	平成26年度目標値
日中活動系サービスの支給決定を受けている精神障がいのある人の数	60	90
精神障がいのある人を対象とした居場所 <sup>※</sup> を提供する事業の実施箇所数	2	4

※ 障がい福祉サービス及び地域生活支援事業を除く。

## Ⅲ 保育・教育

### 現状と課題

障がい児保育については、平成23年3月31日現在において、市内16園（市立14園、私立2園）で実施しています。

小中学校における特別支援教育は、平成23年3月31日現在において、市内47校（小学校34校、中学校13校）で実施しています。

アンケート調査結果では、約6割の人が障がいの程度・内容にあった療育の充実を求めています。

このため、障がいのある子どもへの関わりについて、本人の主体性を尊重した支援体制や障がいの特性や成長段階に応じた適切な教育を受けられる環境の整備、乳幼児期から児童期、就労に至るまでの一貫した支援の充実を図ることが必要です。

### 基本的施策

障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うため、各関係機関の連携による保育・教育の体制整備を進めるとともに、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上などにより、特別支援教育のより一層の充実を図ります。

- ① 障がい児保育の充実
- ② 特別支援教育等の充実
- ③ 障がい児の居宅生活の支援等の充実

## 具体的施策

基本的施策	具体的施策
① 障がい児保育の充実	<p>ア 障がい児保育を実施します。</p> <p>イ 臨床心理士による保育園巡回により、<b>保護者と保育士</b>に子どもへの支援方法を指導します。</p> <p>ウ <b>研修等により</b>、保育士の障がいに関する知識や技術の向上を図ります。</p>
② 特別支援教育等の充実	<p>ア 特別支援教育コーディネーターを育成します。</p> <p>イ 特別支援教育支援員の配置に向けて取組を進めます。</p> <p>ウ 未就学児の早期教育相談や児童生徒の就学指導を実施します。</p> <p>エ 特別支援教育連携協議会の設置に向けて研究します。</p> <p>オ 小・中学校の建物などのバリアフリー化を進めます。</p> <p>カ 放課後児童健全育成事業を実施します。</p>
③ 障がい児の居宅生活の支援等の充実	<p>ア 児童発達支援、放課後等デイサービス、<b>相談支援、保育所等訪問支援等の事業について、事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の拡充が図られるよう努めます。</b></p> <p>イ 児童発達支援、放課後等デイサービス、<b>相談支援、保育所等訪問支援等について、専門的人材の育成・確保及びその質的向上が図られるよう努めます。</b></p> <p>ウ 障がい者生活支援センターの相談員の研修への参加を促進し、資質の向上を図ります。</p> <p>エ 障がい者生活支援センターの周知に努めます。</p> <p>オ <b>サポートブックの活用により、障がいのある人の一貫した支援が図られるよう努めます。</b></p> <p>カ <b>児童発達支援センターを拠点とした障がいのある子どもの支援体制について研究します。</b></p>

## 数値目標

### 1 児童発達支援・放課後等デイサービス・児童の計画相談支援の利用者数

項目	平成22年度末実績値	平成26年度末目標値
1か月当たりの児童発達支援・放課後等デイサービス利用者数	354人 (児童デイサービスの実績)	500人
1か月当たりの児童の計画相談支援(相談支援)の利用件数	—	500件
<b>1か月当たりの保育所等訪問支援利用者数</b>	—	<b>40人</b>
<b>春日井市における発達障害者支援専門員の数</b>	<b>2人</b>	<b>5人</b>

## IV 雇用・就労

### 現状と課題

アンケート調査結果によると、3割以上の人が障がいのある人の雇用促進を充実させるべきだとしています。

また、就労している人のうち、仕事を変えたり、辞めたりした経験のある人は、身体障がいのある人で3割強、知的障がいのある人で約3割、精神障がいのある人で5割強となっています。仕事を変えたり、辞めた主な理由については、身体障がいのある人、精神障がいのある人で「病気のため」、知的障がいのある人で「倒産やリストラのため」の割合が高くなっています。

今後も、各企業に対して障がい者の雇用を促すとともに、事業主や従業員などに向けて、障がいのある人の雇用に対する社会的責務を啓発し、障がいのある人への理解を深めるとともに、障がいのある人への就労に関する情報提供や相談支援を充実させることが必要です。

あわせて、障がいのある人が長期にわたり就労するためには、関連機関と連携し、障がい特性に対応した多様な雇用形態を採用したり、職場環境の改善を図るなど、職場定着のための支援が必要です。

また、企業などで就労が困難な障がいのある人に対する福祉的就労の場の確保や事業所の運営の支援などが必要です。

### 基本的施策

障がいのある人の就労を促進するために、その適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就くことができるよう、雇用環境の整備を推進するとともに、障がいのある人が就労を継続できるよう、職場定着指導などの支援体制を充実します。

また、福祉的就労の場の確保に向けて、就労施設の整備を支援します。

- ① 障がい者雇用の促進
- ② 福祉的就労の充実

## 具体的施策

基本的施策	具体的施策
① 障がい者雇用の促進	ア 障がいのある人の雇用や就労問題に関する啓発活動を推進します。 イ 就労のための相談支援や就労に関する情報提供を推進します。 ウ 障がい者雇用促進企業等物品等調達優遇制度を実施します。 エ 職場の施設や設備のバリアフリー化を推進します。 オ 障がい者就業・生活支援センター等と連携し、障がい者の雇用の促進に努めます。
② 福祉的就労の充実	ア 障がい福祉サービス事業所の整備を支援します。 イ 障がいのある人が作った物品の販売を促進します。

## 数値目標

### 1 福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	平成22年度実績値	平成26年度目標値
福祉施設を退所し、一般就労した者の数年間一般就労移行者数	3人	28人

※福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の各事業を行う事業所をいいます。

## V 生活支援

### 現状と課題

アンケート調査結果によると、障がい福祉サービス受給者証を所持している人でも「家族などで十分な介護ができる」との理由などにより4割弱の方が障がい福祉サービス等を利用していないことがわかりました。また、現在、障がい福祉サービス、地域生活支援事業を利用している人のうち、47.4%の人が満足している一方で、供給体制やサービスの質に関して26.5%の人が不満があると回答しています。

また、今後のサービスの利用意向（利用を続けたい、又は今後利用したい）について、次のような結果となりました。

順位	身体障がいのある人		知的障がいのある人		精神障がいのある人		障がい児	
①	居宅介護	9.9%	短期入所	17.5%	デイケア・ナイトケア*	13.9%	児童デイサービス	45.8%
②	生活介護	8.6%	知的障がい者更生施設	16.5%	就労移行支援	12.7%	日中一時支援	34.8%
③	移動支援	7.1%	生活介護	13.7%	生活介護	11.0%	移動支援	27.1%

※ デイケア・ナイトケアは、障がい福祉サービスではありませんが、精神障がいのある人の利用状況を踏まえ、アンケート項目に加えました。

こうしたことから、まず、福祉サービスの利用を促進し、家族の負担の軽減を目指すとともに、今後、受給者が十分に、かつ、満足してサービスを利用できるよう、サービスの確保及び質の向上を図る必要があります。

また、障がい者生活支援センターでの相談支援について、平成18年度からの相談件数は着実に増加しており（P16、17参照）、今後も増加することが予想されます。一方で、障害者自立支援法の改正により平成24年度から新たに指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者の指定が行われることや、基幹相談支援センターを設置できるようになることから、これまでのように、すべての相談を障がい者生活支援センターが担う体制から、相談の内容に応じ、それぞれの事業者が役割を分担して相談に応じる体制になることとなります。

今後は、障がいのある人やその家族が生活上の課題について気軽に相談でき、その解決が図られることや、障がいのある人の自立した生活を支え、障がいのある人の抱える課題

の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細やかなケアマネジメントが行われるなど、障がいのある人が満足できる新しい相談支援の体制の整備が課題となります。

## 基本的施策

利用者本位の考え方に基づき、障がいのある人の多様なニーズに対応する生活支援やサービスの量的・質的な充実を図ります。また、ライフステージに応じた相談支援や各種サービスの提供を図り自立した生活を支援します。

- ① 障がい福祉サービスの充実
- ② 地域生活支援事業の充実
- ③ 障がい児の居宅生活の支援等の充実
- ④ 自立した生活を支えるサービスの推進

## 具体的施策

基本的施策	具体的施策
① 障がい福祉サービスの充実	<p>ア 居宅介護、生活介護等のサービス事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の拡充が図られるよう努めるとともに、設置を支援します。</p> <p>イ 障がいのある人の自立した生活を支え、課題の解決やサービスの利用を円滑にするために計画相談支援の利用を促進します。</p> <p>ウ 居宅介護、生活介護等のサービス事業者に専門的人材の育成・確保及びその質的向上が図られるよう努めます。</p> <p>エ 居宅介護、生活介護等のサービス事業者にたん吸引等の医療的ケアを行うことができる人材の育成・確保が図られるよう努めます。</p> <p>オ 居宅介護、生活介護等のサービス事業者に対し、人員配置等の基準について指導を徹底するとともに、利用者のニーズについて、積極的に意向を聴取するよう努めます。</p> <p>カ <u>福祉作業所の機能の拡充を図るとともに、事業の拡大など今後の方向性について検討します。</u></p>
② 地域生活支援事業の充実	<p>ア コミュニケーション支援、移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、生活サポート、訪問入浴、日常生活用具給付事業を実施します。</p> <p>イ <u>移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、生活サポート、訪問入浴</u>（以下「地域生活支援サービス」といいます。）のサービス事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の拡充が図られるよう努めます。</p> <p>ウ <u>地域生活支援サービスのサービス事業者</u>に専門的人材の育成・確保及びその質的向上が図られるよう努めます。</p> <p>エ <u>地域生活支援サービスのサービス事業者</u>にたん吸引等の医療的ケアを行うことができる人材の育成・確保が図られるよう努めます。</p> <p>オ <u>地域生活支援サービスの事業所</u>の指定基準の遵守及び個別支援計画の作成状況について確認し、指導します。</p> <p>カ 地域の課題の解決を図り、障がいのある人の生活を支援します。</p> <p>キ 障がい者生活支援センターの相談員の研修への参加を促進し、資質の向上を図ります。</p> <p>ク 障がい者生活支援センターの周知に努めます。</p> <p>ケ <u>基幹相談支援センターの設置を含め、障がい者生活支援センター等における相</u></p>



基本的施策	具体的施策
	<p>談体制について検討します。</p> <p>コ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、関係機関の連携体制の強化や相談体制の整備、啓発などを検討し、実施します。</p>
<p>③ 障がい児の居宅生活の支援等の充実</p>	<p>ア 児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援、保育所等訪問支援等の事業について、事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の拡充が図られるよう努めます。</p> <p>イ 児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援、保育所等訪問支援等について、専門的人材の育成・確保及びその質的向上が図られるよう努めます。</p> <p>ウ 障がい者生活支援センターの相談員の研修への参加を促進し、資質の向上を図ります。</p> <p>エ 障がい者生活支援センターの周知に努めます。</p> <p>オ サポートブックの活用を図り、障がいのある人の一貫した支援が図られるよう努めます。</p> <p>カ 児童発達支援センターを拠点とした障がいのある子どもの支援体制について研究します。</p>
<p>④ 自立した生活を支えるサービスの推進</p>	<p>ア 障がいのある人の福祉の増進を図るため、手当を支給します。</p> <p>イ 日常的な金銭の管理、安否確認、家事の提供、昼食の配食、家庭ごみの収集、車いすの貸出、寝具乾燥など障がいのある人の日常生活に必要なサポートを行います。</p> <p>ウ 障がいのある人の外出を支援するとともに、必要な交通費の一部を助成します。</p> <p>エ 障がいのある人の医療費の一部や、福祉サービスを利用する際に必要な健康診断書料の一部を助成します。</p> <p>オ 盲導犬、介助犬、聴導犬などの身体障がい者補助犬制度の普及啓発に努めます。</p> <p>カ 障がい者相談員を設置します。</p> <p>キ 家族と離れて地域生活を体験する宿泊体験事業の効果的な実施方法について研究します。</p> <p>ク 障がいのある人の居場所づくりの支援について研究します。</p> <p>ケ 障がいのある人の成年後見制度の利用を容易にするための方法について研究します。</p>

## 障がい福祉サービス・相談支援の内容と見込み量

平成26年度までの障がい福祉サービスと相談支援の内容及び種類ごとの見込み量は、次のとおりです。

区 分	内 容
居宅介護	居宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人が対象となります。外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が対象となります。行動するときに生じ得る危険を回避するため必要な支援や、外出時の移動支援などを行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護を始めとする複数のサービスを包括的にを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などを行います。
自立訓練（生活訓練）	
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業などへの就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援（B型）	
療養介護	医療と常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。
短期入所	介護者が病気などの理由により、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
共同生活援助（GH） 共同生活介護（CH）	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行います。 夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、障がい福祉サービス等利用計画の作成、利用状況の検証及び障がい福祉サービス等利用計画の見直しを行います。
地域移行支援	主に施設に入所している障がいのある人・病院に入院している精神障がいのある人が対象となります。住居の確保や地域で生活するために必要な活動についての相談などを行います。
地域定着支援	主に居宅で一人暮らしをする障がいのある人が対象となります。その人との連絡体制を確保し、その障がいによる緊急の事態などに相談などを行います。

	単位	24年度	25年度	26年度	備考
	人	261	276	291	各年度の見込み量は、1か月当たりで、そのサービスを利用する人の数とその利用時間又は日数を過去の利用実績より算出したものです。
	時間	5,286	5,583	5,880	
	人	13	14	15	
	時間	1,716	1,812	1,908	
	人	3	3	3	
	時間	9	9	9	
	人	26	27	28	
	時間	261	276	291	
	人	0	0	0	
	時間	0	0	0	
	人	487	524	563	
	延べ日数	9,412	9,955	10,538	
	人	4	4	4	
	延べ日数	65	65	65	
	人	12	12	12	
	延べ日数	252	252	252	
	人	51	64	77	
	延べ日数	918	1,152	1,386	
	人	46	59	72	
	延べ日数	988	1,267	1,547	
	人	<u>230</u>	<u>240</u>	<u>250</u>	
	延べ日数	<u>3,902</u>	<u>4,077</u>	<u>4,252</u>	
	人	3	3	3	
	人	101	114	127	
	延べ日数	606	684	762	
	人	77	85	93	
	人	184	179	173	
	人	85	723	1,360	
	人	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	
	人	<u>3</u>	<u>6</u>	<u>9</u>	

## 地域生活支援事業の内容と見込み量

平成26年度までの地域生活支援事業の内容及び種類ごとの見込み量は、次のとおりです。

種 類	内 容
障がい者相談支援事業	障がいのある人及びその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整などの支援を行うとともに、家主などへの相談、助言を通して障がいのある人の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービス等の利用の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障がいのある人に対し、市長が後見等の開始の審判請求を行うとともに、その費用を助成することにより、成年後見制度の利用を支援し、障がいのある人の権利擁護を図ります。
コミュニケーション支援事業	聴覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などに手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、手話通訳を設置します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人などに対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援します。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターを通して、障がいのある人などに創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。
日中一時支援事業	障がいのある人などに活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行います。
生活サポート事業	障がい程度区分の判定において非該当となった者に対し、居宅介護従事者などを居宅に派遣し、日常生活に関する支援や家事援助を行います。
訪問入浴サービス事業	地域における障がいのある人などの生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人などの身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。
日常生活用具給付事業	障がいのある人などに対し、日常生活用具の給付や貸与をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。
更生訓練費給付事業	自立訓練事業や就労移行支援事業を利用している人などに更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。
施設入所者就職支度金給付	自立訓練事業や就労移行支援事業を利用した人などで、就職などにより自立する人に対し、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。
自動車運転免許取得・改造助成事業	障がいのある人などに対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、あるいは、障がいのある人などが就労などに伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労その他の社会活動への参加を促進します。

	単位	24年度	25年度	26年度	備考
	実施見込みか所数 (か所)	4	4	4	各年度の見込み量における人数は、その年度におけるそのサービスを利用する人の実人数を、時間は、年間の合計利用時間を、件数は、年間の合計件数を表しており、それぞれ過去の利用実績より算出したものです。
	相談員数 (人)	9	9	9	
	相談件数 (件)	8,083	8,808	9,533	
	実施の予定	実施	実施	実施	
	(人)	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	
	手話通訳者実設置見込み者数 (人)	1	1	1	
	手話通訳者派遣件数 (件)	372	377	382	
	要約筆記者派遣件数 (件)	6	6	6	
	(人)	258	263	268	
	(時間)	18,060	18,410	18,760	
	市分 (か所数)	17	19	21	
	(人)	156	165	174	
	他市町分 (か所数)	4	4	4	
	(人)	15	15	15	
	(人)	270	311	352	
	(回)	7,536	8,680	9,824	
	(人)	1	1	1	
	(時間)	15	15	15	
	(件)	836	841	846	
	合計 (件)	5,404	5,701	5,998	
	介護・訓練支援用具 (件)	16	16	16	
	自立生活支援用具 (件)	46	48	50	
	在宅療養など支援用具 (件)	52	54	56	
	情報・意思疎通支援用具 (件)	47	49	51	
	排泄管理支援用具 (件)	5,243	5,540	5,837	
	居宅生活動作補助用具 (件)	14	14	14	
	(人)	6	6	6	
	(人)	3	3	3	
	自動車運転免許取得助成 (件)	5	5	5	
	自動車改造助成 (件)	5	5	5	

## VI 生活環境

### 現状と課題

アンケート調査結果では、今後、充実したほうがよい障がい者施策として、身体障がい者で「交通機関の充実や移動支援の充実」、「障がい者向けの公営住宅の整備」、「公共施設のバリアフリー化の推進」などが望まれています。

また、災害時の避難について、ひとりで避難できない人の割合は、身体障がい者と精神障がい者で約3割、知的障がい者で約5割、障がい児で9割近くとなっています。そのうち、一緒に避難してくれる人がいない人が1割程度います。また、災害などの緊急事態に困ると思うことについては、身体障がい者で「自力歩行がやや困難で安全なところまですばやく避難できない」、知的障がい者、障がい児で「どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい」などの割合が高くなっています。

障がいのある人が安心して自立・共生できるまちを目指すには、道路、公園、公共施設など、すべての市民が利用する場所のバリアフリー化や障がいがある人が安心して生活できる住環境の整備などが必要です。

地域での緊急時の情報伝達体制の整備や、日頃から地域住民や関係団体などの連携による**防火・防災訓練の実施**や災害発生時の支援体制を確立し、障がいのある人の特性に応じた避難誘導や適切な支援を行うことが必要です。

また、近年は、障がいのある人が被害者となる犯罪も増加していることから、障がいのある人やそのご家族に防犯の普及・啓発が必要です。

### 基本的施策

誰もが、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。また、障がいのある人が地域で安心、安全に生活できるよう防災対策を推進します。

- ① 福祉のまちづくりの推進
- ② 住環境の整備
- ③ **防火・防災・防犯対策の充実**

## 具体的施策

基本的施策	具体的施策
① 福祉のまちづくりの推進	<p>ア 障がいのある人などに配慮した歩道や公園の整備を推進します。</p> <p>イ 障がいのある人などに配慮した駅や公共施設の整備を推進します。</p> <p>ウ 「はあとふるライナー」を充実します。</p>
② 住環境の整備	<p>ア 市営住宅の再整備にあわせて、障がいのある人などに配慮した住宅の整備を推進します。</p> <p>イ 身体障がいのある人の住宅改修費の一部を助成します。</p>
③ 防火・防災・防犯対策の充実	<p>ア 緊急時の情報提供・通信体制を整備します。</p> <p>イ 災害時要援護者の支え合いマップづくりを推進し、地域における災害時の支え合い、助け合いを進めます。</p> <p>ウ 福祉施設において障がいのある人の防火・防災訓練を実施します。</p> <p>エ 障がいのある人やその家族に対する防犯知識の普及と啓発を図ります。</p>

## 数値目標

### 1 施設入所者数及び地域生活移行者数

項目	平成22年度末実績値	平成26年度末目標値
施設入所者の削減数（平成17年度比）	9人（4.7%）	20人（10.4%）
施設入所からグループホーム、ケアホームなどへ移行する者の数（平成17年度比）	23人（12.1%）	58人（30.0%）

## Ⅶ スポーツ・文化・レクリエーション活動

### 現状と課題

アンケート調査結果では、今後、充実したほうがよい障がい者施策として「スポーツ・文化・レクリエーションの支援」と答えた人は、障がいのある人で少数となっています。また、障がいのない人が企業などの民間活動に対して希望する活動について、「障がいのある人のスポーツ、文化、レクリエーション活動への支援」と答えた方の割合は、3割弱となっています。

しかし、スポーツ・文化・レクリエーション活動は、社会参加を促進し、障がいのある人の生活の質（QOL）を向上させるうえで重要な役割を果たすだけでなく、健康の増進・機能回復の効果も期待できます。

障がいのある人がスポーツ・文化・レクリエーション活動に気軽に参加できる場・機会を設けるとともに、各分野において適切な指導を受けることができるように指導者の養成や確保を行うなどの支援を充実する必要があります。

### 基本的施策

障がいのある人の社会参加を促進するうえで、障がいのある人が趣味やスポーツ、学習などさまざまな活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

- ① スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ② 文化活動の推進



## 具体的施策

基本的施策	具体的施策
① スポーツ・レクリエーション活動の推進	<p>ア 国際的及び全国的規模のスポーツ大会で優秀な成績をおさめた者に「春日井市スポーツ賞」としてその功績を顕彰します。</p> <p>イ 福祉文化体育館（サン・アビリティーズ春日井）を中心に障がいのある人を対象とする各種事業の充実に努めます。</p> <p>ウ 温水プールなどの利用料金を減免します。</p>
② 文化活動の推進	<p>ア 市が主催する講演会や展覧会などの文化活動の場において、手話通訳者や要約筆記者などを設置します。</p> <p>イ 社会福祉協議会が実施するパソコン講座など各種講座の開催を支援します。</p> <p>ウ 障がいのある人の創作活動や、音楽・芸能活動を支援します。</p> <p>エ 社会福祉協議会が実施する地域住民が誰でも参加できるいきいきサロンを支援します。</p> <p>オ 図書館の録音図書、点字図書の蔵書を充実し、ボランティアによる対面読書サービスの活用を推進します。</p> <p>カ 図書館の図書無料郵送貸出を実施します。</p> <p>キ 芸術・文化活動に関する指導者や活動を支えるボランティアなど、人材の育成及び確保に努めます。</p>

## 数値目標

### 1 福祉文化体育館利用者数

項目	平成22年度実績値	平成26年度目標値
福祉文化体育館を利用した障がいがある人の数	8,127人	10,000人

### 2 市が主催する講演会等における手話通訳設置数

項目	平成22年度実績値	平成26年度目標値
市が主催する講演会等における手話通訳設置の数	16件	20件

## VIII 情報・コミュニケーション

### 現状と課題

アンケート調査結果によると、福祉などの情報を得る手段として、「ホームページ」を閲覧している人は、身体障がい者で約 1.5 割、知的障がい者、精神障がい者でそれぞれ 1 割以下となっている一方で、「市の広報」の割合が身体障がい者、知的障がい者で 4 割以上、精神障がい者で約 3 割となっています。また、障がい児では「家族・友人」の割合が約 5 割となっています。

今後は、障がいのある人が必要な情報をタイムリーに得ることができるように、ホームページへの掲載方法を工夫し、よりわかりやすく、閲覧しやすくする必要があります。また、「市の広報」が重要な情報源となっていることから、広報誌における福祉に関する情報の提供を充実させる必要があります。これらの情報提供については、視覚障がいのある人にも情報が伝わるように、声の広報やSPコードなどを活用し、情報のバリアフリー化を進める必要があります。

また、障がいのある人が地域で充実した生活を送るためには、コミュニケーション支援の強化が重要です。そのため、障がいの状況に応じた手話通訳者や要約筆記通訳者派遣などのコミュニケーション支援事業の充実を図る必要があります。

### 基本的施策

IT（情報通信技術）の活用により、障がいのある人の個々の能力を引き出し、自立や社会参加を支援するとともに、障がいの特性に応じた情報提供の充実を図ります。また、手話通訳者を始めとしたコミュニケーションを支援する人材の確保・活用を推進します。

- ① 情報・コミュニケーション支援の充実

## 具体的施策

基本的施策	具体的施策
① 情報・コミュニケーションの充実	<p>ア ホームページや冊子などにより制度やサービス内容について周知します。</p> <p>イ 視覚障がいや聴覚障がいのある人などに配慮した情報提供を進めます。</p> <p>ウ 福祉に関する情報提供をわかりやすく、充実した内容とします。</p> <p>エ 市役所に手話通訳者を設置するとともに、医療機関などへの手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。</p>

## 数値目標

### 1 手話通訳の派遣件数

項目	平成22年度実績値	平成26年度目標値
手話通訳派遣の利用件数	329件	382件





計画の推進

## 1 庁内関連機関の連携

この計画は、障がいの理解に向けた啓発や福祉サービスの提供などが総合的に推進できるように、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にも関わる計画として位置付けられています。そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的な事業展開を図ります。

## 2 関係機関との連携

地域社会を構成する市民、NPO、ボランティア団体、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会、警察及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

## 3 人材の育成・確保

障がいのある人やその家族の要望に応えるため、障がいのある人が安心して生活し、積極的に社会参加できるように、福祉マンパワーの育成や潜在的な有資格者の活用など障がいのある人を支援する人材の確保に努めます。

## 4 計画の進行管理

障がい者施策推進協議会を定期的を開催し、この計画の円滑な推進と進行管理、点検、評価を行います。

また、障がい者施策推進協議会と地域自立支援協議会において、情報を共有し、この計画の推進に関する必要な事項の検討及び協議を行います。なお、両協議会での協議内容は市民に公表します。